

令和7年第4回取手市議会定例会会議録（第7号）【速報版】

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和7年12月25日午前10時 分			議長	山野井 隆
	散会	令和7年12月25日午後 時 分			議長	山野井 隆
出席及び欠席 議員の氏名  出席 21名 欠席 0名  凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊂公務欠席を 示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別
	1	長塚 美雪	○	13	欠	員
	2	本田 和成	○	14	落合 信太郎	○
	3	岡口 すみえ	○	15	欠	員
	4	古谷 貴子	○	16	金澤 克仁	○
	5	杉山 尊宣	○	17	欠	員
	6	佐野 太一	○	18	山野井 隆	○
	7	海東 一弘	○	19	染谷 和博	○
	8	根岸 裕美子	○	20	佐藤 隆治	○
	9	久保田 真澄	○	21	入江 洋一	○
	10	鈴木 三男	○	22	赤羽 直一	○
	11	関川 翔	○	23	遠山 智恵子	○
	12	小堤 修	○	24	加増充子	○
職務のため議場に出席した 議会事務局職員の職氏名	事務局長	前野 拓	事務局次長	蛯原 康友		

説明のため議場に出席した者の職氏名

市長	中村修
教育長	石塚康英
副市長	伊藤哲
副市長	黒澤伸行
総務部長	吉田文彦
政策推進部長	齋藤嘉彦
財政部長	田中英樹
健康福祉部長	彦坂哲
こども部長	助川直美
まちづくり振興部長	森川和典
建設部長	渡来真一
都市整備部長	浅野和生
教育部長	飯竹永昌
消防長	岡田直紀
会計管理者	斎藤理昭
総務課長	土谷靖孝

令和 7 年第 4 回取手市議会定例会議事日程（第 7 号）

令和 7 年 12 月 25 日（木）午前 10 時開議

- 日程第 1 議員提出議案 取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例  
第 1 号 第 1 号を改正する条例について
- 日程第 2 議案第 72 号 取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 73 号 令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 4 議案第 74 号 令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 2 号）  
議案第 75 号 令和 7 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）  
議案第 76 号 令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）  
議案第 77 号 令和 7 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

## 会議に付した事件

- 日程第1 議員提出議案 取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例  
第1号 例の一部を改正する条例について
- 
- 日程第2 議案第72号 取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 
- 日程第3 議案第73号 令和7年度取手市一般会計補正予算（第6号）
- 
- 日程第4 議案第74号 令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第75号 令和7年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第76号 令和7年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）  
議案第77号 令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算（第3号）

## 議事の経過

午前 10 時 分開議

○議長（山野井 隆君） ただいまの出席議員は 21 名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。定例会の配付資料については、会議当日開会までに、市ホームページに掲載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

○議長（山野井 隆君） 日程第 1、議員提出議案第 1 号、取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

加増充子さん。

[24 番 加増充子君登壇]

○24 番（加増充子君） 加増充子です。議員提出議案第 1 号、取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案を述べさせていただきます。提案理由にもありますが、人事院勧告等を踏まえた期末手当の増額を行わず、据え置くため、本条例の一部を改正するものであります。さきの議案第 49 号、取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の審議の中でも私たちは述べてきましたが、現在の経済情勢や社会情勢は物価高が長期にわたり続いております。市民生活は厳しい状態であります。こうしたときに議員報酬を引き上げることは、市民の理解を得られるものではないと、反対してきました。この立場から、今回の期末手当の増額はせず、据え置くことを提案いたします。以上です。

○議長（山野井 隆君） 以上で、提出者の説明が終わりました。

質疑に先立ちまして、議員各位に申し上げます。質疑は、議題となっている事件について疑義をただすために行う発言であります。したがって、会議規則にありますとおり、議題外にわたる発言及び議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。なお、質疑は自分の意見を述べる場ではありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

入江洋一君。

[21 番 入江洋一君登壇]

○21 番（入江洋一君） みらい、入江洋一です。提出者の加増議員に、質疑いたします。もし、この議案が否決された場合、増額分を受け取るのか、受け取らないのか、お聞かせください。

[21番 入江洋一君質疑席に着席]

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 入江議員の質疑にお答えいたします。これが否決になつたら、もうのか、もらわぬのかという話ですよね。私たちは、この議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するに当たって、やはり、さきの議員報酬との関係もありますので、やはりそれから考えれば同じ立場だということで提案したんですが、だからといって、否決されて、これが通つた場合はもうのかと言われると、そういうことでお答えは——私はもうとか、もらわぬとかというお答えは、はつきり申しませんけれど。ただ、私たちの——私たちの考え方としては、こういう考え方であります。

[発言する者あり]

○24番（加増充子君） いいえ、違います。

[笑う者あり]

○赤羽委員長 私たちの政党としての考え方でありますので。それから、これから……。

[発言する者あり]

○24番（加増充子君） それは今度の議会——次の議案のときに、私たちは賛成の立場ではいるんですけども。ただ、この一部条例改正ということでは、この立場で貫いていきます。

[「どっちかだけ答えればいいよ」と呼ぶ者あり]

○24番（加増充子君） 通れば——可決すれば、そのとおりにいたします。

[24番 加増充子君答弁席に着席]

○議長（山野井 隆君） 入江洋一君。

○21番（入江洋一君） 議員は、考え方より行動が全てだと思います。それで私のほうから加増議員にアドバイスさせていただきます。以前に、このようなときもありました。でも反対された方は、法務局に供託して、それを積み上げておいて、議員をやめて1市民になったときに寄附をしております。この議場のモニターも、そのお金が一部入っているそうです。そのようなことも——そのようなお考えはあるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 今回の引き上げた——ごとに給与——給与ではないですね、私たちは報酬ですからね。それが供託して、ずっと置いておいて、やめたときどうするのかというお話ですよね。その考え方もあると思いますが、これはまだ十分に会派の中でも話し合っておりませんけれども、ただ供託するかどうかというのは、これから私たちも議論していくたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 入江洋一君。

○21番（入江洋一君） それでは、よく議論して行動に移つてほしいと思います。以上です。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

佐野太一君。

[6番 佐野太一君登壇]

○6番（佐野太一君） 佐野太一です。お伺いいたします。本来増額されることとなる制度構造の中で、あえて議員の期末手当のみを切離して据え置くという判断をした理由についてです。公務員特別職についてはよくて議員はいけないというような、このようなことについてのどのようなこれまでの検証、整理が行われて、その判断過程を市民にどのように説明できると考えているのか。先ほど、物価高騰ということが理由の一つに挙げられましたがそのほか、詳しくあれば教えてください。よろしくお願ひします。

[6番 佐野太一君質問席に着席]

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 佐野議員の質疑は、なぜ議員が、期末手当だけを切り離してということなんですか。それとも、議員だけを特別職から切り離してということなんでしょうか。——こっちですね。これは令和5年の12月議会の中でも議論されてました。確かに特別職、私たちは、市長さん、副市長さん、教育長、同じ特別職ですが、私たちは非常勤なんです。そういう意味で、常勤されている市長さんは、そのとおりで、もういいと思いますが、非常勤ということもありまして、それも考えました。それから、物価高騰、本当に苦しい中で、そういう中で議員だけが、さらに期末手当を増額されるということはどうなのかということも考えて、議案を提案いたしました。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 分かりました、理由は。物価高騰以外での検証、そのほかの何か理由等あれば教えてください。なければ結構です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 物価高騰というのは一番大きな理由だと思いますが、暮らしの中で様々な税金とか、私たちの生活の中でいろいろなお金が出ていく中で、やっぱり厳しい状況は皆さんもお分かりだと思います。物価高騰と一くくりにするだけではないと思うんですが、介護保険の利用料が払えないとか、様々な生活苦から来る、いろんな理由があります。けれども、それを一まとめに、私は物価高騰という表現をいたしました。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 以上でいいです。

○議長（山野井 隆君） 分かりました。

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。したがって、議員提出議案第1号は、会

議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

討論に先立ちまして、議員各位に申し上げます。討論は、議会基本条例第11条にあるとおり、賛成・反対を明確にするものです。また、会議規則第69条に、表決には条件を付けることはできないとあります。反対の内容をとうとうと発言して、終わってみれば賛成すること、及び何々を求めて賛成・反対との討論は行わないよう厳しく注意いたします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。反対討論。

佐野太一君。

[6番 佐野太一君登壇]

○6番（佐野太一君） 佐野太一です。議員提出議案第1号について、私は反対の立場から討論をいたします。議員の期末手当はこれまで特別職である市長等の例によって算定されてきましたが、二元代表制の一翼を担う市議会議員は、市長とは役割が異なり、区別して考えるべきであるという考え方もあります。私自身過去にこの視点に立った、議員提出議案について賛成した経緯はありますが、しかしながら、今回の議案では、二元代表制という重要な制度視点に立って、議員の期末手当をどのような考え方で位置づけ、なぜ今回据え置くのかといった点が十分に整理、説明されたとは言いがたいと考えております。また、同様の趣旨の議案が過去に否決された経緯についても、その課題をどのように検証し、今回どの点を改善したのかが明確ではないと思います。今回のような重い論点を扱うからこそ、より丁寧な制度整理と説明が必要であり、その点が十分と言えない。本議案には、私は賛成することができないと考え、以上の理由から、本議案には反対いたします。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。賛成討論。

加増充子さん。

[24番 加増充子君登壇]

○24番（加増充子君） 加増充子です。議員提出議案第1号に賛成討論いたします。

今回の人事院勧告による職員の給与と期末手当等の増額となりました。この増額に関しては賛成の立場ですが、それにあわせ、議員の期末手当も増額されています。先ほどの提案理由でも述べましたが、物価高騰が続く中、議員の皆さんも既に御承知のように、市民生活は本当に深刻です。本議会で議員報酬引上げを議決し、さらに、期末手当の増額では、市民感情からしても許されないことと考えます。私たち議員は、市民生活を顧みないこの姿勢は、改めるべきだと考えます。

以上、議員提出議案第1号、取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に賛成いたします。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか、反対討論。

根岸裕美子さん。

[8番 根岸裕美子君登壇]

○8番（根岸裕美子君） とりで生活者ネットワーク、根岸裕美子でございます。議員提出議案第1号、取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をいたします。現在は、議長・副議長及び議員の期末

手当に関する取決めは、取手市特別職の職員の期末手当に準ずる形のため、特別職の期末手当が増額すると自動的に議員の期末手当も増額となります。議員報酬が市民の知らぬ間に増額になっているといつても過言ではありません。今回、条例改正することで、期末手当の増減が特別職職員と切り離され、よりクリアになり、市民への情報公開が進むことになると考えております。とはいっても、です。令和5年第4回定例会にも同様の改正案が提出されました。その当時は様々議論した覚えがございます。当時と現在では議員構成が変わっております、改めて議論が必要と考えますので、本議案に反対をいたします。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。これで、1回目の討論を終わります。

それでは、2回目の討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから、議員提出議案第1号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。本日、メールでお送りした入室コードを入力してください。

[入室コードを議員が入力]

○議長（山野井 隆君） 全員の入室を確認しました。

議員提出議案第1号、取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（山野井 隆君） 賛成少数です——失礼しました。いいんですよね。いいですか。採決を確定いたします。賛成少数です。したがって……

[議場騒然]

○議長（山野井 隆君） （続） 静粛に願います。

したがって、議員提出議案第1号は否決されました。

○議長（山野井 隆君） 日程第2、議案第72号、取手職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、中村 修君。

[市長 中村 修君登壇]

○市長（中村 修君） おはようございます。それでは、提案の理由を説明させていただきます。議案第72号、取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

であります。本件につきましては、国の一般職の職員の給与に関する法律及び特別職の職員の給与に関する法律の改正を踏まえ、給料表の改定、通勤手当額の見直し、一般職の期末・勤勉手当及び常勤特別職の期末手当の支給割合の見直し等、所要の措置を講ずるとともに、職務の級について、職務・職責に応じた等級の格付とするため、関係する条例の一部を改正するものであります。

今回の改正につきましては、臨時国会における人事院勧告を踏まえた改正給与法が12月16日に可決・成立したことを踏まえ、追加議案として提出をさせていただくものであります。改正の具体的な内容でございますが、給料表については、新卒初任給や若年層に重点を置きつつ、平均で3.3%の引上げ改定とし、一般職の12月期の期末・勤勉手当の支給割合について、0.05月分の引上げを行い、年間4.65月分といたします。また、常勤特別職の期末手当についても、0.05月分の引上げを行い、年間3.50月分といたします。議員の皆様の期末手当につきましても、市長等の例によることとされておりますので、この改正により同様の適用を受けることとなるものでございます。また、自動車等を使用する場合の通勤手当については、通勤距離の区分に応じ、最大7,100円の引上げを行うとともに、令和8年4月1日から国家公務員について通勤距離の区分が新設されることを踏まえ、国や県等に派遣される職員に係る支給額について、人事院勧告を踏まえて見直しを行います。このほか、行政職及び消防職の課長補佐職・課長職の職務の級について、職務・職責に応じた等級の格付とするため、課長補佐職を4級から5級へ、課長職を5級から6級へ引き上げる等級別基準職務表の改正を行うものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げました。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第72号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。この採決は、採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第72号、取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案

のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

○議長（山野井 隆君） 日程第3、議案第73号、令和7年度取手市一般会計補正予算第6号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、中村 修君。

[市長 中村 修君登壇]

○市長（中村 修君） 議案第73号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第6号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ8億261万円を増額し、予算総額を538億5,543万7,000円とするものであります。補正予算の内容は2点ございます。1点目は、国の経済対策に伴う物価高騰対策事業であります。今回、物価高騰対策として補正予算に計上する事業は3つございます。1つ目は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した給食費の負担軽減事業です。食材の価格が高騰する中、保育施設と公立小中学校における給食費への価格転嫁による保護者負担の増大を防ぐため、必要となる経費を計上しております。2つ目は、物価高対応子育て応援手当支給事業です。国は物価高騰の影響を受けている子育て世帯への支援として、子ども1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当を支給することから、必要となる経費を計上してございます。3つ目は、低所得の子育て世帯生活応援特別給付金支給事業で、国【「国」を「県」に発言訂正】は、物価高騰の影響を受けている低所得の子育て世帯への支援として、子ども1人当たり5万円の低所得の子育て世帯生活応援特別給付金を支給することから、必要となる経費を計上しております。2つ目と3つ目の給付事業につきましては、補正予算の議決をいただきましたら、プッシュ型による、支給対象者には3月頃に振り込みが行えるよう準備を進めてまいります。以上が、物価高騰対策事業の概要の説明であります。

次に、補正予算の内容の2点目は、人件費の増額であります。先ほど議案第72号で御説明した、取手市職員の給与に関する条例等の一部改正及び現員現給の調整により、人件費に不足が生じる見込みであることから補正するものです。また、特別会計における人件費の補正に伴う特別会計への繰出金の増減も合わせて計上しております。以上、提案理由をご説明申し上げました。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 中村 修君。

○市長（中村 修君） 先ほど、3つ目、低所得の子育て世帯生活応援特別給付金支給事

業のところで、「国」と読みましたけども、「県」でございます。県は物価高騰の影響を受けているという、そういう文言になります。訂正をお願いします。

○議長（山野井 隆君） 議長は訂正を認めます。

以上で提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

佐野太一君。

[6番 佐野太一君登壇]

○6番（佐野太一君） 佐野太一です。議案第73号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第6号）について、お聞きします。この中の低所得の子育て世帯生活応援特別給付金について、確認のため2点ほどあります。本事業では、原則として申請不要の、いわゆるプッシュ型での支給が予定されていますが、資料によりますと、申請が必要となる世帯の児童が約100人見込まれているとされています。

まず1点目といたしまして、この公的年金の受給等により児童扶養手当の支給を受けていない世帯とは、具体的にどのような世帯を想定しているのでしょうか。制度上の位置づけも含めて、確認のため伺います。

[6番 佐野太一君質疑席に着席]

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

こども部長、助川直美さん。

[こども部長 助川直美君登壇]

○こども部長（助川直美君） 佐野議員の御質疑にお答えいたします。先ほど御質疑になりました、公的年金の受給ということに関しましてですけれども、この5万円のことに関しては、児童扶養手当支給対象者、また児童手当対象で住民税非課税世帯につきまして、市では対象を把握しておりますので、プッシュ型で発送していきます。それ以外の一先ほど御質問にありました公的年金の受給ということですけれども、その把握方法としまして、まず児童扶養手当の支給のほうを申請に、窓口であったりとか問合せがあった方に対しまして、公的年金を受給しているかどうかということに関して確認をさせていただきます。来られた方に関しましては、その確認をした際に、こちらの給付金のほうの御説明もしていくかなどと思っております。しかし、公的年金を受給していることによって児童扶養手当の支給を受けていない方ももちろんいらっしゃいますので、その方に対しては申請式という形となってまいりますので、広報であったりホームページ等で、この仕組みについては御説明をしてまいりたいと思っています。以上です。

[こども部長 助川直美君答弁席に着席]

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 今の御答弁だと、確認の方法等みたいな形になっての答弁だと思うんですけど、私がお聞きしたのは、この児童扶養手当の支給を受けていない世帯の児童の世帯とは、具体的にどのような状況の世帯を想定しているのかということと、制度上の位置づけも含めての確認ということの質疑です。お答えいただけますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

こども政策課長、高中 誠君。

○こども政策課長（高中 誠君） お答えいたします。この児童世帯ということで申し上げますと、まず本来、児童扶養手当ということで所得制限がございます。その所得制限を公的年金——例えば遺族年金であったり障害年金であったり、そういうものを受給して、そこのラインを超えてしまった場合に支給が止まってしまいます。そういう方がいらっしゃるというところがございまして、これらの方々に対して今回、県の5万円給付についても支給していこうという趣旨でございます。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） では、次に2点目としまして、これら申請が必要となる世帯については、制度そのものを把握していないということにより申請に至らないケースというのも想定されると思います。こうした申請漏れが生じないよう、市としてどのような方法で周知を行い、どのような対応を想定しているのか、現時点での考え方についてお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） こども政策課長、高中 誠君。

○こども政策課長（高中 認君） お答えいたします。先ほど申し上げましたように、基本的に窓口で、児童扶養手当の申請にいらっしゃいます。その際に所得ですとか、いろいろお伺いしながらやってるんですけども、そのところで、もしも支給停止になった場合に、こちらでそういう方を把握しております。そのため、そういう方々については個別に発送して——該当になる可能性がありますということで、発送いたします。収入ですかとか、また年々変動する可能性がありますので、そういうところで個別通知を行うと。さらに、ホームページですか広報でも周知を行うということで、この県の5万円事業なんですが、令和5年度にも同様のものをやっておりまして、やはり公的年金関係のことをやっておりますけれども、それによって「後から漏れたので」ということでのお問合せはなかったということが実績としてはございます。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 100人という数、大体およそなんで、少ないですから、これ確実にやっていただきたいことをお願いしまして、以上となります。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

加増充子さん。

[24番 加増充子君登壇]

○24番（加増充子君） 加増充子です。議案第73号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第6号）について伺います。今回の補正額は8億261万円となっておりますが。その中で、国の経済対策に伴い実施する物価高騰対策事業として6億4,330万円あるんですが、その中で、国から10分の10に入る、子育て応援手当支給事業、それから県のほうから1億498万2,000円に入る低所得の子育て世帯応援特別給付金ということなんですが。その中で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用2億4,604万円、これは学校給食、幼稚園

の給食等の食材費高騰の相当額を負担するという内容なんですが。2億4,604万円とあります、この補正予算の説明の1ページに、推奨事業メニューで、今回の補正は1億7,000万円ということなんですが、この差額は一財からという考え方でいいんでしょうか。

[24番 加増充子君質疑席に着席]

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

財政部長、田中英樹君。

[財政部長 田中英樹君登壇]

○財政部長（田中英樹君） それでは、加増議員の御質疑に御答弁いたします。ただいま議員からありました、2億4,604万円のうち1億7,000万円が、国のほうの臨時交付金を活用するということでございますので、その差額につきましては一財、財調からの繰入金ということになっております。

[財政部長 田中英樹君答弁席に着席]

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 差額は一財からということで、これまでも、そのような対応はされてきたのはよく存じております。この補正額の1億7,000万円っていうのは、入ってくるお金が9億8,000万円なんですが、この1億7,000万円と決めた、その理由は何なんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） 御質疑にお答えさせていただきます。今回の補正予算では、給食費の負担軽減事業の約2.5億円に対して、重点支援地方交付金を1.7億円活用しております。割合としては約7割ということになりますが、こちらは大きく2つの理由がございます。1点目は、来年度になって不足を生じることがないように、令和8年度も物価の高騰が続くものというふうに仮定をして今回、所要額を積算しております。ただ一方で、今後の物価変動の状況は不透明であるということがございます。もしも物価が落ち着くことになれば、本事業の執行が少なくなるということも想定されてきますので、その場合に交付金を余らせてしまうことがないように、交付金の充当額は少し低めに設定をしたということがございます。もう一つの理由は、今後の物価高騰対策にも、まとまった交付金の原資を残しておきたいということでございます。給食費の負担軽減事業は、子育て世帯への支援としては有益なものでございますけれども、それ以外の世帯も市内には多くございますので、そういう方々にもしっかりと支援を届けできるような事業を検討していくに当たりまして、ある程度の交付金の規模を残すという観点で、7割にとどめたというものでございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） そのような説明ですと、今後まとまった内容を、どのように使っていくかということだと思うんですが。先日、この会期中に、会派から要望書が——重

点交付金の使途について要望書が提出されたと思うんですが、その内容についての精査というのは、残り分も含めて進めていくということなんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 財政部長、田中英樹君。

○財政部長（田中英樹君） それでは、お答えいたします。今回の補正予算では、取手市の交付限度額の約 9.8 億円に対して 1.7 億円を活用しまして、8.1 億円は今後活用していくということにしております。市としましても、こういった国のはうの考え方、それから取手市の実情に合った支援を、できるだけ早く市民の皆様や事業者の皆様に届けられるよう、そしてまた、先般の各会派の皆様から頂いた提言なども参考にしながら検討を進めているところでございます。そういった時期としましては、年明け、年度内の早い時期に補正予算を編成して御審議をいただきたいというふうに考えております。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） できるだけ早くということで、各会派から出された要望書を参考にしながら進めていくというお答えなんですが、年明け早々ということで、いつ頃、2 月 16 日は……

○議長（山野井 隆君） それは違いますね。本議案ではなくて、次に出てくる議案の予定の話も、ここでされでは困りますので質問を変えてください。

○24 番（加増充子君） （続） 今、できるだけ早くということなんで、いつ頃という……。1 月か 2 月かということなんですが、そこら辺の目安としては出せますか。

○議長（山野井 隆君） 財政部長、田中英樹君。

○財政部長（田中英樹君） 繰り返しになりますけれども、年明け、できるだけ早い時期に補正予算のほうを編成したいというふうに思っております。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） ぜひ、それは頑張っていただきたいんですが。今、高齢者の皆さんからも聞かれる話が、灯油が高くて大変だと、電気料が大変だとか、いろいろあるんですが、こうしたことも含めて参考にしながら、精査していくというお考えですよね——これは確認です。以上です。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 73 号につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 73 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから、議案第73号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第73号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第6号）を原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

○議長（山野井 隆君） 日程第4、議案第74号から議案第77号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、中村 修君。

[市長 中村 修君登壇]

○市長（中村 修君） それでは、議案第74号から第77号までの4件を一括いたしまして、提案理由をご説明申し上げます。本件につきましては、人事院勧告等を踏まえた、取手市職員の給与に関する条例等の一部改正及び決算を見込んだ現員現給の調整のため、取手駅西口都市整備事業、国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険の4つの特別会計において、補正予算を計上するものでございます。補正予算の規模につきましては、議案第74号、令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号）においては、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ750万円を減額し、予算総額を6億8,484万4,000円とするものであります。

議案第75号、令和7年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）においては、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ610万円を減額し、予算総額を103億3,468万6,000円とするものであります。

議案第76号、令和7年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）においては、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ540万円を減額し、予算総額を41億5,637万3,000円とするものであります。

議案第77号、令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算（第3号）においては、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,690万円を減額し、予算総額を101億2,827万2,000円とするものであります。補正内容は、議案第74号から議案第76号までについては、歳出は一般職人件費を、歳入は一般会計繰入金をそれぞれ減額し、議案第77号については、歳出は職員人件費の減額を、歳入は一般会計繰入金を増額し、国庫支出金、県支出金、介護給付費準備基金繰入金をそれぞれ減額するものであります。

以上、4件の提案理由を一括してご説明申し上げました。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第74号から議案第77号までにつきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号から議案第77号までについては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから議案第74号から議案第77号までを採決します。この採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第74号、令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

議案第75号、令和7年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

議案第76号、令和7年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

議案第77号、令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり

決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（山野井 隆君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

以上で、今定例会に付議されました事件の審議は全て終了しました。

これで令和7年第4回取手市議会定例会を閉会します。

午後 時 分散会及び閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_